（前のページより続き）
○海岸法の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（**同五**）　五
○農薬取締法の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（**農林水産・環境五**）　六〇
○経済産業省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（**経済産業七七**）　六一
○砂利の採取計画等に関する規則の一部を改正する省令（**経済産業・国土交通一**）　六三
○国土交通省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（**国土交通六八**）　六五

〔告　示〕

○令和二年総務省告示第二百七十六号の一部を訂正する件（**総務三五五**）　六六
○令和三年総務省告示第百十六号の一部を訂正する件（**同三五六**）　六五
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件の一部を改正する件（**法務二一五**）　七〇

〔公　告〕

諸事項

官庁
犯罪被害財産支給手続開始決定関係　六六
裁判所
破産、免責、再生関係　六七

特殊法人等
日本弁護士連合会弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し・氏名変更・職務上の氏名の使用・廃止・記章紛失・外国法事務弁護士名簿の登録・登録取消し・氏名変更・職務上の氏名の使用関係

地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係

会社その他
会社決算公告

府　令

○内閣府令第六十四号

児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）及び関係法令の規定を実施するため、内閣府の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する内閣府令を次のように定める。

令和三年十月二十二日

内閣総理大臣　岸田　文雄

内閣府の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する内閣府令

次の各号に掲げる法律の規定（都道府県知事、都道府県に置かれる審議会その他の合議制の機関又は市町村長（特別区の区長を含む。）の事務に係るものに限る。）に基づく立入検査等の際に職員が携帯するその身分を示す証明書は、他の法令の規定にかかわらず、別記様式によることができる。

一　児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十七条第一項（同法附則第二条第三項の規定により準用する場合を含む。）

二　公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第五十九条第二項の規定により読み替えて適用される同法第二十七条第一項

三　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第百四十三条第二項の規定により読み替えて適用される同法第百二十八条第一項

四　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第十三条第一項（同法第三十条の三の規定により準用する場合を含む。）、第十四条第一項（同法第三十条の三の規定により準用する場合を含む。）、第十五条第一項（同法第三十条の三の規定により準用する場合を含む。）及び第二項（同法第三十条の三の規定により準用する場合を含む。）、第三十八条第一項、第五十条第一項、第五十六条第一項並びに第五十八条の八第一項

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、公布の日から施行する。

（児童手当法施行規則の一部改正）

第二条　児童手当法施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

様式第十六号中「令和　年　月　日　交付」を「　年　月　日交付　年　月　日限り有効」に改め、「２．この調査員証は、交付の日から１年間有効とする。」を削り、「３．」を「２．」に改める。